

令和2年9月23日

## 工事請負契約約款等の一部改正について

工事請負契約約款等の一部を改正しますのでお知らせします。

### 1 改正の概要

令和2年10月1日施行の改正建設業法に監理技術者を補佐する新たに職制として「監理技術者補佐」の規定と「著しく短い工期による請負契約を禁止」する規定が定められました。

これらの改正規定に対応できるように工事請負契約約款の改正を行いました。

また、「調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項」にも関連規定があるため、併せて改正しました。

### 2 適用開始日

令和2年10月1日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知及び見積通知）に係る契約について適用します。

### 3 その他

改正後の契約約款等については「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規程」に9月23日以降に掲載します。

また、それぞれの契約の「誘引」の日により、適用する契約約款が異なりますので、契約書作成のためにダウンロードする際はご注意ください。

※ 適用する約款が誤っている契約書については綴じなおしをお願いすることとなりますので、ご注意願います。

担当：財政局契約第一課 電話：671-2246

# 工事請負契約約款（新旧対照表）

## 財政局契約部契約第一課

### 工事請負契約約款

現行	改正
工事請負契約約款	工事請負契約約款
(第1条から第10条まで省略)	(第1条から第10条まで省略)
(現場代理人及び主任技術者等)	(現場代理人及び <b>監理技術者等</b> )
第11条 (第1項から第4項まで省略)	第11条 (第1項から第4項まで省略)
5 請負人は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者（同条第2項に規定する監理技術者を置かなければならない工事については、監理技術者。以下、「主任技術者」という。）及び同法第26条の2に規定する技術上の管理をつかさどる者（以下、「専門技術者」という。）を定めたときは、この契約の着手に当たり、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。また、これらの者を変更したときは、直ちに通知しなければならない。	5 請負人は、 <b>監理技術者等</b> （建設業法第26条第2項に規定する <b>監理技術者</b> 、 <b>監理技術者補佐</b> （同条第3項ただし書の規定により <b>監理技術者の職務を補佐する者として置かれる者をいう。</b> ）又は同条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）及び <b>専門技術者</b> （同法第26条の2に規定する <b>技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。</b> ）を定めたときは、この契約の着手に当たり、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。また、これらの者を変更したときは、直ちに通知しなければならない。
6 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。	6 <b>現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</b>
(第12条省略)	(第12条省略)
(工事関係者に対する措置請求)	(工事関係者に対する措置請求)
第13条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、請負人に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。	第13条 発注者は、現場代理人がその職務（ <b>監理技術者等</b> 又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、請負人に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
2 発注者又は監督員は、主任技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他請負人が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負人に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。 (以下、第3項から第5項まで省略)	2 発注者又は監督員は、 <b>監理技術者等</b> 、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他請負人が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負人に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。 (以下、第3項から第5項まで省略)
(第14条から第24条まで省略)	(第14条から第24条まで省略)
(新設)	(著しく短い工期の禁止)
	第24条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

現行	改正
<p>(第25条から第42条まで省略)</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第43条 発注者は、請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。</p> <p>(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>(2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。</p> <p>(3) 第11条第5項に掲げる主任技術者を設置しなかったとき。</p> <p>(4) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完又は同条第2項に規定する代金の減額がなされないとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</p>	<p>(第25条から第42条まで省略)</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第43条 発注者は、請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。</p> <p>(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>(2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。</p> <p>(3) 第11条第5項に掲げる<b>監理技術者等</b>を設置しなかったとき。</p> <p>(4) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完又は同条第2項に規定する代金の減額がなされないとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</p>
<p>(第44条から第55条まで省略)</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p>第56条 この約款の各条項において発注者と請負人とが協議して定めるものにつき協議が成立しなかったときに発注者が定めたものに請負人が不服がある場合その他この契約に関して発注者と請負人との間に紛争を生じた場合には、発注者及び請負人は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会（以下、次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他請負人が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により請負人が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは請負人が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び請負人は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p>	<p>(第44条から第55条まで省略)</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p>第56条 この約款の各条項において発注者と請負人とが協議して定めるものにつき協議が成立しなかったときに発注者が定めたものに請負人が不服がある場合その他この契約に関して発注者と請負人との間に紛争を生じた場合には、発注者及び請負人は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会（以下、次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<b>監理技術者等</b>、専門技術者その他請負人が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により請負人が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは請負人が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び請負人は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p>
<p>(第57条から第58条まで省略)</p>	<p>(第57条から第58条まで省略)</p>

# 改正後

## 調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項

(工事請負契約関係)

(監理技術者等の追加)

第1条 請負人は、工事請負契約約款（以下「約款」という。）第11条に規定する監理技術者等と同一の要件（ただし、施工経験を掲げている場合はこれを除く。）を満たす者を、当該監理技術者等とは別に1人以上（当該請負人が特定建設共同企業体の場合においては、代表者となる構成員から1人以上）専任で配置しなければならない。

(契約保証金等)

第2条 請負人は、約款第5条第4項に規定する契約保証金の額、保証金額又は保険金額を、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

(中間前払金の適用除外)

第3条 請負人は、約款第35条第3項に規定する中間前払金の支払を発注者に請求することができない。

(中間技術検査の実施)

第4条 発注者は、請負代金額にかかわらず、横浜市請負工事検査事務取扱要綱第8条第2項各号に定める工種を主たる工種とする工事については、中間技術検査を実施し、請負人は当該検査に協力しなければならない。

(低入札価格事後コスト調査の実施)

第5条 請負人は、約款第32条に規定する検査に合格した日から発注者が特に認めた場合を除き2週間以内に、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第7条第2項に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

2 請負人は、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第7条第3項に規定する調査に協力しなければならない。